

## 船舶事故調査報告書

平成29年5月18日  
 運輸安全委員会（海事専門部会）議決  
 委員 庄 司 邦 昭（部会長）  
 委員 小須田 敏  
 委員 根 本 美 奈

事故種類	火災
発生日時	平成28年7月21日 15時00分ごろ
発生場所	青森県八戸市八戸港東南東方沖 <small>さめかど</small> 鮫角灯台から真方位100° 10.6海里（M）付近 （概位 北緯40° 30.6′ 東経141° 48.6′）
事故の概要	漁船第二十八 <small>しゅんえい</small> 春栄丸は、西北西進中、火災が発生した。 第二十八春栄丸は、機関室等に焼損を生じた。
事故調査の経過	平成28年7月26日、本事故の調査を担当する主管調査官（仙台事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
<b>事実情報</b> 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	漁船 第二十八春栄丸、6.6トン AM2-7013（漁船登録番号）、個人所有 12.33m（Lr）×3.02m×1.20m、FRP ディーゼル機関、423kW（動力漁船登録票による）、平成10年7月20日
乗組員等に関する情報	船長 男性 53歳 一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 平成9年6月6日 免許証交付日 平成23年8月15日 （平成29年6月5日まで有効）
死傷者等	なし
損傷	機関室等に焼損（全損）
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 東北東、風力 3、視界 良好 海象：波向 東北東、波高 約1m
事故の経過	本船は、船長及び甲板員1人が乗り組み、操業を終了して自動操舵で八戸港に向けて帰航を開始した。 本船は、八戸港東南東方沖を西北西進中、船長が、操舵室で操船をしていたところ、平成28年7月22日15時00分ごろ、船首部にある機関室の左舷側出入口扉付近から白煙が出ていることに気付いた。 船長は、前部甲板にいた甲板員に機関室の確認を指示し、甲板員が機関室の左舷側出入口扉を開けたところ、同入口から黒煙と炎が吹き

	<p>出すのを目撃した。</p> <p>船長は、主機を停止し、甲板員と共に持運び式粉末消火器及びバケツでくみ上げた海水で消火作業を行ったが、火勢が衰えなかったので、甲板員に船首側へ逃げるように指示し、自身も船尾側へ避難して僚船に携帯電話で救助を依頼した。</p> <p>船長及び甲板員は、15時05分ごろ来援した僚船に救助され、本船を監視していた。</p> <p>本船は、付近を航行中の貨物船から通報を受けた海上保安庁の巡視艇が、16時00分ごろ来援し、消火活動を行った。</p> <p>船長及び甲板員は、16時15分ごろ僚船が漁獲物の水揚げをするので八戸港に向かい、17時15分ごろ八戸港に着いた。</p> <p>本船は、17時46分ごろ沈没した。</p> <p>(付図1 事故発生場所概略図 参照)</p>
<p>その他の事項</p>	<p>本船は、平成20～21年ごろに主機を換装した際、主機周辺の電気配線を新替えしたが、他の電気配線が建造以来約18年間使用され、本事故時まで絶縁抵抗等の電気配線の点検が行われていなかった。</p> <p>船長は、機関室の中に備えられていた自動拡散型消火器が作動し、消火剤が噴霧されているのを確認した。</p> <p>船長は、出港前に、機関室の点検を行ったが、油等の漏洩がなく、異常を認めておらず、また、同室の左舷側出入口から黒煙と炎が噴出した際、油等の臭いを認めなかった。</p>
<p>分析</p> <p>乗組員等の関与</p> <p>船体・機関等の関与</p> <p>気象・海象等の関与</p> <p>判明した事項の解析</p>	<p>不明</p> <p>不明</p> <p>なし</p> <p>本船は、八戸港東南東方沖を西北西進中、機関室から出火したものと考えられる。</p> <p>本船は、機関室内の電気配線の一部が約18年間使用されていたことから、電気配線が短絡して出火した可能性があると考えられるが、沈没したため、出火した状況を明らかにすることはできなかった。</p> <p>本船は、機関室に備えられていた自動拡散型消火器が作動したが、主機が運転状態であったことから、消火剤が主機の過給機吸気口から吸い込まれ、また、機関室出入口扉を開けたことから、消火剤が噴霧された後の密閉状態が保持されず、消火剤の効果が現れなかった可能性があると考えられる。</p>
<p>原因</p>	<p>本事故は、本船が、八戸港東南東方沖を西北西進中、機関室から出火したものと考えられる。</p>

<b>参考</b>	<p>今後の同種事故等の再発防止及び被害の軽減に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 定期的に電気配線の点検を行うこと。</li><li>・ 持運び式消火器及び自動拡散型消火器から消火剤が噴霧される際は、主機を停止すること。</li><li>・ 消火剤の噴霧後は、密閉状態を保持すること。</li><li>・ 小型船舶には、火災探知装置を設置することが望ましい。</li></ul>
-----------	---

付図1 事故発生場所概略図

